

平成 25 年 3 月 21 日

お客様各位

東和銀行

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時確認に関するお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）」が改正され、平成 25 年 4 月 1 日からご本人さまの確認に加え、「取引を行う目的」、「職業（個人）、事業の内容（法人）」等について確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

1. お取引時の確認事項（◎は今回追加された確認事項）

確認事項	ご持参いただく書類等（原本をご持参ください）	
個人の お客さま 個人事業者 ※1	氏名・住所・生年月日 ○運転免許証 ○運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの) ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康 保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード（写真付）等	
	◎職業 ◎お取引を行う目的	窓口等で確認させていただきます（当行所定の用紙にご記入をお願い いたします）
	法人の お客さま ※2	名称・本店や主たる事業 所の所在地 ○登記事項証明書※3 ○印鑑証明書※3 等
権利能力な き社団・財団	◎事業の内容	窓口等で確認させていただきます。 （当行所定の用紙にご記入をお願いいたします） ○法人のお客さまは、次の書類により確認させていただきます。 ・登記事項証明書※3 ・定款等
	任意団体	来店された方の氏名・住 所・生年月日
	◎お取引を行う目的	窓口等で確認させていただきます。
	◎実質的支配者の有無 氏名・住所・生年月日 (法人のみ※4)	（当行所定の用紙にご記入をお願いいたします）

※1 ご本人さま以外が来店された場合には、来店された方の「氏名・住所・生年月日」とあわせて、ご本人さまの
ために取引を行っていることの確認をさせていただきます。

※2 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類（上記以外）の書類のご提示をお願いすることがあります。
また、国、地方公共団体、上場企業等については、一部取扱いが異なる場合があります。

※3 「登記事項証明書」、「印鑑証明書」等は、発行から 6 ヶ月以内のものが必要となります。

※4 実質的支配者とは、法人の形態により異なり下表のとおりです。国・地公体・上場企業は対象外となります。

非上場の株式会社	・議決権が 50%を超える株主（その方 1 名のみ確認させていただきます） ・議決権が 50%を超える株主がない場合、25%を超える全てに株主 ※株主が法人の場合は、法人の名称、本店や主たる事業所の所在地を確認さ せていただきます。
合名・合資・合同会社	・代表社員（代表社員がない場合、業務執行社員全員）
一般社団・財団法人	・代表理事（代表理事がない場合、理事全員）
学校法人、医療法人	・理事長
宗教法人	・代表役員
社会福祉法人、特定非営利法人	・理事（全員、但し、定款により代表権を制限された理事を除く）

2. お客さまへの確認が必要な取引（特定取引）

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- (3) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- (4) 融資取引 等

※ 上記の代表的な取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

3. お客さまへのお願い

- (1) 法改正前にご本人の確認をさせていただいたお客さまについても、平成25年4月1日以降に口座を開設される時や融資を受けられるときには、「取引を行う目的」や「職業」等を確認させていただく場合がございますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、法改正前に確認させていただいたお客さまについても、当初の本人確認書類と異なる書類のご提示をお願いする場合があります。
- (3) お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- (4) 上記事項の確認ができないときは、お取引ができない場合があります。
- (5) 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。
- (6) 当行では、今回の改正に伴い、お客さまにご不便をおかけすることがないように、法改正前から、今回追加される確認事項を事前に確認させていただくことがあります。
- (7) 上記以外にも必要に応じて確認させていただくことがあります。

詳しくは、お取引していただいている店舗にお問い合わせください。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。